

J R 播但線維持・利用促進ワーキングチーム 設置要綱

(設置)

第 1 条 J R ローカル線の利用促進策の検討にあたり、各地域特有の事情等を踏まえた検討を行うため、J R ローカル線維持・利用促進検討協議会設置要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、「J R 播但線維持・利用促進ワーキングチーム」(以下、「W T」という)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 W T は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) J R 播但線(和田山～寺前)の利用促進策の検討
- (2) 前号に掲げるもののほか、J R 播但線(和田山～寺前)の維持・活性化に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 W T は、別表に定める委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は、本要綱の施行の日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 4 条 W T の事務局は、但馬県民局地域政策室に置く。

(会議)

第 5 条 W T の会議(以下、「会議」という。)は、事務局が招集する。

- 2 委員は都合により会議を欠席する場合は、代理の者を出席させることができることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 3 事務局が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第 6 条 第 3 条第 1 項に定める委員のうち有識者委員及び第 5 条第 3 項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第 7 条 第 3 条第 1 項に定める委員のうち有識者委員及び第 5 条第 3 項に定める者(ただし、有識者に限る。)が、会議及び会議に係る職務のために旅行したときは、兵庫県職員等の旅費に関する条例(昭和 35 年兵庫県条例第 44 号)の規定により、旅費を支給する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年7月29日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

(別表)

第3条第1項に規定する委員は次のとおりとする。

区 分	氏 名	所 属・役 職
沿線市町	藤岡 勇	朝来市長（播但線WT代表）
	山名 宗悟	神河町長
J R 西日本	宮本 芳明	福知山支社支社長
	國弘 正治	近畿統括本部神戸支社長
交通事業者	村上 宣人	全但バス（株）代表取締役
	本間 和典	神姫グリーンバス（株）取締役
観光関連	一ノ本 達己	（一社）全国旅行業協会 （株）マックアース 代表取締役
	桐山 徹郎	朝来市観光協会会長
	藤井 永司	神河町観光協会会長
利用者	西垣 隆	朝来市商工会会長
	森本 守雄	神河町商工会会長
	日下部 誠	いくの地域自治協議会会長
	山縣 奈緒子	与布土地域自治協議会はぐくみの郷 部会長
兵庫県	登日 幸治	但馬県民局長
	法田 尚己	中播磨県民センター長

第6条にて定める委員の謝金

「JR播但線維持・利用促進ワーキングチーム」は、JR播但線（和田山～寺前）の維持・活性化に係る利用促進策等を検討するにあたり、幅広い専門的知見を有する有識者による指導・助言を得るための協議会であることから、有識者委員の謝金については、「委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例」に定める審議会等の委員の報酬の額に準ずるのが妥当である。

よって、有識者委員に対して支給する謝金の額は、下表のとおりとする。

委員の区分	謝金の額
有識者委員 (第5条第3項に定める者を含む)	日額 12,500円